

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.006

処 分 名	勤労者会館の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、勤労者会館の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）第14条 春日部市勤労者会館条例施行規則（平成17年規則第21号）第8条
審 査 基 準	◎次の要件に該当した場合、勤労者会館の使用料が還付されます。 （1）会館の管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消されたとき。 （2）使用者の責めに帰することができない理由により会館の施設等を使用することができないとき。 （3）その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	1日（事務に要する期間のみ、還付に要する期間は含まず）
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	使用する日の7日前まで
申請方法	勤労者会館窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市勤労者会館条例

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 会館の管理上特に必要があるため、市長が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により会館の施設等を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市勤労者会館条例施行規則

第8条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第14条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付